

(2) いじめ防止基本方針

① いじめ防止全体計画

学校教育目標

ねらい
いじめ防止指導を充実させるとともに、日常観察や定期的な実態調査をもとにしたいじめの早期発見、事案への早期対応及び解決を図り、本校のいじめ根絶を目指す

家庭・地域との連携

- ・ 家庭との連絡
- ・ 学校運営協議会（CS）
- ・ スクールガード

【いじめ防止対策委員会】

管理職、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、その他必要に応じた関係者及び外部専門家

関係機関等との連携

- ・ SC、SSWとの連携
- ・ 学校ネットパトロール
- ・ 事業検索結果の活用
- ・ 民生委員
- ・ 警察

【いじめの防止】	【いじめの早期発見】	【いじめに対する措置】
<p>全教育活動を通していじめ防止指導を徹底し、いじめは許されないことを理解し、いじめない・いじめられない自己づくりに努める。</p> <p>また、家庭との連携をとり、家庭におけるいじめ防止指導を徹底するとともに、子どもの様子がおかしいときは、担任等と連絡するなどして早期解決にあたる。</p>	<p>いじめの状態について積極的に把握する。認知した児童については個別に面談し、状況を把握する。また、日頃の観察で気になる兆候があるときは、こまめに教育相談を実施したり、家庭と連絡を取り合ったりして、早期発見に努める。</p>	<p>いじめ事案についての共通理解を図り、担任を中心に校長・教頭・生徒指導主任・学年主任等で事案に応じた組織をつくり、対応する。また事後指導について協議し、再発防止策を講じる。※特定の教職員が、情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告しないことは、法の規定に違反する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳科の授業や、学級活動や委員会活動での話し合い活動 ・ いじめ問題を考える週間・人権週間・人権集会などの機会における作品づくり等を通じた啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的ないじめアンケート ・ 教育相談 ・ 特に配慮が必要な児童への支援 ・ けんかやふざけ合いの注視 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急措置 ・ 該当児童の指導、心のケア ・ 家庭との面談指導 ・ 事後指導 ・ 経過観察 ・ 教育相談

年間活動計画

月	計画及び評価	実態把握等	教科・領域等	情報モリ関連	教育相談	職員研修等
4	前年度の引継 年間及び1学期の活動計画の検討		「いじめ問題を考える週間」	各教科における指導計画の確認	教育相談	学校経営方針の確認
5	実態に基づいた対応策の検討			児童向け全体指導	教育相談	
6		アンケート（学校楽しいーと）携帯・ネット利用実態調査	人権標語	携帯・ネット利用実態調査		
7	取組評価・対応策の検討（学校評価）	アンケート結果確認及び面談		保護者向け啓発資料配付（学級PTA）		アンケート結果確認及び対策検討
8	取組の検証					
9	2学期の活動計画の検討 実態に基づいた対応策の検討		「いじめ問題を考える週間」 心の教育の日			人権同和教育
10		アンケート（学校楽しいーと）携帯・ネット利用実態調査		携帯・ネット利用実態調査		
11		アンケート結果確認及び面談			教育相談	アンケート結果確認及び対策検討
12	取組評価・対応策の検討（学校評価）		人権学習 人権集会			
1	次年度活動計画案作成（教育課程検討）		児童向け全体指導			
2	次年度活動計画案作成（教育課程検討）					
3	取組評価・対応策の検討（学校評価）			保護者向け啓発資料配付（学級PTA）		

② いじめ防止対策委員会の流れ

いじめの早期発見

・ 情報収集の手段（アンケート：学校楽しいと・日記・子どもとの会話・教育相談・観察等）

・ 留意点（一人でかかえこまない、いろんな先生に伝える、個人的な解釈はさける、焦らない）

いじめ防止対策委員会

担任 ⇒ 学年主任 ⇒ 生徒指導主任 ⇒ 校長・教頭 ⇒ いじめ防止対策委員会
⇒ 教育委員会等関係機関

対応方針の確認と役割分担

委員会のメンバー 管理職・生徒指導主任・学年主任
養護教諭・その他必要に応じた関係者等

- ・ 対応（緊急性・具体的な指導支援の仕方・留意すること・保護者への連絡等）
- ・ 役割分担（いじめられた児童への事情聴取と児童支援
いじめた児童への事情聴取と指導 ⇒ 校長へ ⇒ 指導）

正確な実態把握、支援・指導、保護者との連携

- (児童)・ 事情聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
・ 事実に基づく指導を行う。
・ 情報の食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取行う。
・ けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめか判断する。

(いじめられた児童の保護者への対応)

- ・ 発見したその日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・ 学校が把握している実態や経緯等を隠さず伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 学校として子どもを守り通すことを十分に伝える。
- ・ 家庭で子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。
- ・ 場合によっては、緊急避難としての欠席等の申し出に対して、弾力的に対応する。

(いじめた児童の保護者への対応)

- ・ 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた子どもの気持ちに共感させる。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 担任等が仲介役となり、いじめられた保護者と協力していじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・ 子どものより良い成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。
- ・ 児童の自殺に直面した遺族と定期的なかわりを持ち、心情の変化に寄り添う。

(傍観者等への対応)

- ・ いじめられた児童の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対許されないことであることを指導する。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめであることを理解させる。
- ・ 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
- ・ いじめを訴えることは、チクリではなく、正義に基づいた行動であることを指導する。

指導体制の検討・今後の対応

- ・ 意図的な観察及び助言・担任へのサポート・PTA等の関係団体との連携
- ・ 保護者との連携支援・教育委員会への報告等

「いじめ解消」の定義

① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

この状態を満たしても、再発する可能性が十分にあることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童生徒について日常的に注意深く観察していく。